

## 注 記 表

〔 2010年4月 1日から  
2011年3月31日まで 〕

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料	主として総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法

#### (2) 有形固定資産の減価償却方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したもの

建物以外

定額法

主な耐用年数

建物及び構築物      2～50年

機械装置          7年

#### (3) 無形固定資産の減価償却方法

定額法

#### (4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については税法繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度期間末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金について、「役員退職金慰労金要領」に基づいて事業年度期間末要支給額を計上してはりましたが、当事業年度より計上を廃止しております。

- (5) リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (6) 消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。